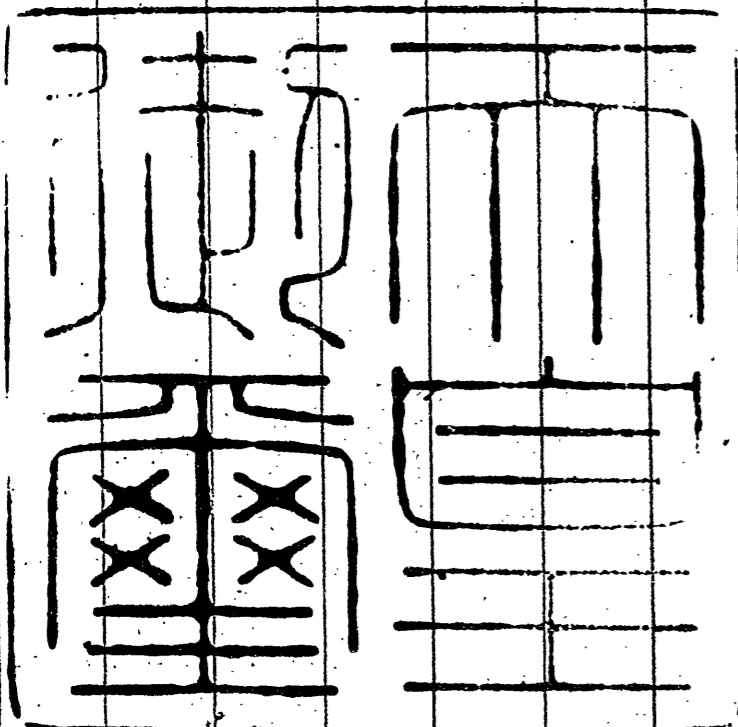


總商

勅令第五百三十九號

朕は、貿易廳官制の一部を改正する
勅令を裁可し、ここにこれを公布せ
しめる。

裕仁



内

閣

總商

勅令第五百三十九號

長官ハ廳務ニ關スル重要事項ヲ顧問會議ニ報告シ其ノ意見ヲ徵ス
ベシ

顧問會議ハ長官ニ對シ廳務ニ關スル重要事項ニ付建議スルコトヲ
得

顧問ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳一級官吏及ビ學識經驗アル
者（中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ）顧問ノ任期ハ一年トス

前五項ニ定ムルモノノ外顧問會議ニ關シ必要ナル事項ハ商工大臣
之ヲ定ム

第六條に次の一項を加へる。
參與ノ任期ハ一年トス

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。